

佐久市の奨学金制度をご存じですか？

佐久市奨学基金（貸与型）事業

佐久市は、経済的な理由で修学が困難な方へ奨学金を貸与し、支援します。
(この奨学金は、卒業後に返還していただく奨学金です)

1 特徴（メリット） ※令和6年度から一部免除制度を拡充します。

- (1) 卒業後、佐久市に帰郷した場合 「返済を一部免除できます」 ※1
- (2) 利息は原則つきません※2 「利息・貸付保証料は不要」
- (3) 申請は「進学先が決定してから」
- (4) 生活やご兄弟の進学に合わせて「大学等の2年生以降でも申込可」

2 対象

「大学・短大・専門学校」に進学・在学する高校生等※3

3 貸与年額（月額） ※4

国公立 専門・短大・大学… 36万円（月額3万円）

私立 専門・短大・大学… 48万円（月額4万円）

4 利息 無利息

5 貸与できる方

- (1) 佐久市にお住まいの方のご家族で、学業※5・資質に優れ、健康な方
- (2) 経済的理由により修学困難と認められる方
- (3) 他の貸与奨学金を利用していない方 その他要件はお問い合わせください。

6 申請に必要な書類

- (1) 佐久市奨学金貸与希望届・貸与申請書
- (2) 奨学生推薦調書・健康診断書・在学証明書・成績証明関係書類

※1 返済一部免除要件…貸与期間（借りた期間）の2倍の期間、佐久市内に居住し就業していただくことが要件です。

免除できる範囲……貸与額の3分の1

さらに、令和6年度から償還を開始する方は、一定の要件を満たした場合に、現行の免除割合（3分の1）に6分の1を上乗せします。→貸与額の2分の1

※2 返済が遅延した場合、遅延利息が発生することがあります。

※3 高校・高専に進学・在学している方も利用できます。貸与年額（月額）はお問い合わせください。

※4 貸与は年2回に分けて半額ずつ貸与します。

※5 成績要件…大学・短大の進学（在学）生は高校等の成績要件があります。

佐久市奨学金(貸与型)の手続きと注意事項

- 1 申請時期 大学・短大・専門学校等の入学等の手続き後、4月末日までに申請してください。(募集要項は2月頃に配布開始します。)
※家計急変等により申請を希望する場合はご相談ください。
- 2 選考結果 5月末日までに選考結果をお知らせします。
- 3 採用手続き 採用された方は、6月中旬までに振込先の口座情報等の関係書類を提出してください。
- 4 貸与開始 年2回、指定の口座へ振込みます。(前期：6月末・後期：9月末)
- 5 継続手続き 大学等で進級し、次年度も継続申請する場合、毎年4月の締切日までに継続手続きの書類(在学証明書等)を提出してください。

6 注意事項

- (1) 佐久市奨学金基金奨学金は奨学生保護(多重債務回避)の観点から、日本学生支援機構等の貸与型奨学金と併用(二重貸付)はできません。
また、併用(二重貸付)が判明した場合は、速やかに貸与額全額を返還していただきます。
- (2) 授業料が全額免除となった年は貸与できません。
- (3) 海外留学で長期に休学している期間は貸与できません。(短期留学は可)
- (4) 奨学金を貸与開始・返済開始時に、連帯保証人を2名選任してください。
 - ①奨学生の親権者(保護者)1名
 - ②以下の要件を満たす成人 1名
 - ・奨学生、奨学生の親権者(保護者)と別生計・原則、佐久市内居住
 - ・相当の資力がある方(経済的に生活にお困りでない方)
- (5) 奨学金の返済は貸与期間の2倍の期間以内に返済してください。
- (6) 疾病・進学等で奨学金の返済が困難なときは、返済を猶予できる場合があります。
- (7) その他の詳細は、佐久市教育委員会 学校教育課へお問い合わせください。

お問い合わせ

佐久市教育委員会 学校教育課 総務係 (旧 佐久消防署 3階)

佐久市中込3056番地 (佐久市役所南棟3階) 電話 0267-62-3478 (直通)